

第7回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平井委員提出資料

児童家庭支援センターの位置付けと役割から見た親子支援

全国児童家庭支援センター協議会

会長 平井誠敏

児童家庭支援センターの位置付け

児童福祉法第44条の2による、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

※児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。

児童家庭支援センターの実施要綱による事業内容（役割）

- ①地域・家庭からの相談に応ずる事業
- ②市町村からの求めに応ずる事業
- ③都道府県または児童相談所からの受託による指導（指導委託）
- ④里親・ファミリーホームへの支援
- ⑤関係機関等との連携連絡調整

※施設入所には至らない段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割を担う。

※在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談支援体制を強化するために設置促進されている。

児童家庭支援センターとして行える親子支援・親子調整

- ・総合的な子育て支援＝親子支援＝虐待予防
- ・保護や施設入所に至る以前のケースへの関わりと世帯支援
- ・施設退所後の見守りと親子関係調整、継続的な親子支援
- ・要保護児童対策地域協議会における家庭訪問等による相談援助支援
- ・児童相談所からの在宅指導委託による親子調整
- ・関係機関等からの調整依頼に応じた親子支援

児童家庭支援センター職員アンケートから

強み

- ・ 児童相談所とは違った柔軟な対応ができる（つなぐ・つなげる・つながる）
- ・ 地域における地域に合った対応ができる
- ・ 気軽に電話対応が可能であり、心理職員も様々なケースに対応できる（多種多様な対応）
- ・ 情報の共有がなされやすい
- ・ 24 時間対応が可能

弱み

- ・ 様々な相談援助や子ども家庭への支援を行っているが、人も経費も足りない
- ・ 数字だけ示しても認知度が上がってこない
- ・ ある意味公的な業務を行っているが、位置付けの理解がしにくい
- ・ 児童相談所との連携があまり上手くいかない
- ・ 費用もなく雇用形態が難しいため、設置が進まず、認知度がない